

資料 1 の要点

1. これまでの経緯

- 訪日外国人旅行者に対する診療は社会保険診療ではなく自由診療であるので、その診療価格は各医療機関において関係法令の範囲内で任意に設定するものである。
- 内閣官房 健康・医療戦略本部の「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成 30 年 6 月）において、「通訳等の付帯サービスの上乗せを含めた自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法」を厚生労働科学研究「外国人患者の受入環境整備に関する研究（訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究）」（主任研究者：田倉智之教授）において研究し、本検討会において議論し、マニュアルに記載するとされている。（別紙参照）

2. 本研究班の本年度の研究の進捗を踏まえた整理案

- 本年度の研究においては、医療原価は年齢や重症度等の患者背景から、同一疾病の診療でも変動が確認され、実際に調査を行った症例でもばらつきがあった。これは、訪日外国人に限った特性ではなく、日本人の診療でも同じと考えられる。
- 一般に、診療価格は、ある医療機関において、個別の患者ごとに算定する“個別患者毎の価格”と、当該医療機関においてある疾病をもつと想定される、標準的な患者に算定する“標準価格”の 2 つがある。
- 上記を算出する方法として、具体的には、
 - 詳細に医療費の計算する方法として、患者単位で、患者の疾病や重症度に応じた診療コスト（原価）を積算すること
 - 医療機関における医療事務の負担軽減のため、医療機関単位で、収益のバランスがとれるように、訪日外国人患者に関わる全体収支へ配慮し、診療報酬表を参照価格として、倍数計算することが考えられる
（上記の組み合わせやその他の手法で請求することも考えられる）
- 今後、本研究班において、「訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル（仮称）」が作成される予定。

（以上）

【取組2-11】通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法の提示

(厚生労働省)

取組のポイント

- 厚生労働科学研究の研究結果に基づき、自由診療である外国人観光客向けの医療に関し、**通訳等の附帯サービスの上乗せを含め価格の合理的な設定方法を提示**する。
- その際、公正取引委員会と必要な調整を行うとともに、社会医療法人等に係る医療税制との関係を整理する。

現状と課題

【外国人患者に対する適切な診療価格】

○外国人を診療するための負担

試算上(※1)、外国人患者受入体制構築のためには、通常の診療にかかる費用に加え、**患者1人あたり3～5万円程度の追加費用が必要**。

○患者に適切な診療価格を設定している医療機関は限定的

調査対象の医療機関のうち、訪日外国人の診療における請求価格が、診療報酬と同様の基準を当てはめた場合に1点当たり20円以上となっている医療機関は6%(※2)。

【税制】

○外国人に対する診療価格と税制との関係上の制限

訪日外国人に対する医療は自由診療。社会医療法人等においては、法人税等の非課税要件として、

- ① 自由診療においても、社会保険診療に準ずる額を請求すること
- ② 社会保険診療報酬等の合計額が全収入の一定割合を超えることが定められている。

※1 平成29年度厚生労働省科学研究「医療通訳の費用対効果」のデータをもとに試算

※2 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年 厚生労働省)

対応

【外国人患者に対する適切な診療価格】

- **訪日外国人に対する適切な診療価格のあり方**を厚生労働科学研究において**研究し、2018年秋頃に中間報告**を得る。(検討中)
- **2018年度内に、「訪日外国人旅行者に対する医療提供体制に関する検討会(仮称)**に研究結果を報告し、議論するとともに公正取引委員会との調整を行い、独占禁止法との関係を整理する。
- 研究結果に基づき、適切な診療価格の考え方を、【取組2-4】で詳述する**マニュアルに記載**する。

【税制】

- 医療機関における訪日外国人の診療価格等に係る情報を収集し、2018年度に税制改正要望を検討する。